

令和6年9月 白杵市農業委員会定例総会議事録

令和6年9月5日（木）午前9時30分より、白杵市役所野津庁舎 3階会議室において、会長が9月定例総会を招集した。
本日の出席委員は次のとおりであった。

出席委員

議長 小橋 勇二 会長			
1番 後藤 聖憲 委員	2番 竹尾 奈美 委員	3番 藤澤 奈美江 委員	4番 二村 啓二 委員
5番 亀井 伸一郎 委員	6番 首藤 重雄 委員	7番 城野 幸司 委員	8番 赤嶺 雅也 委員
9番 野上 政憲 委員	10番 上野 誠司 委員	11番 中野 定重 委員	

農業委員会事務局職員

阿南 哲也 局長 古賀 慎一 次長 首藤 英二 主幹 大津 賢治 主幹

農林振興課職員

付議議案

- 議案第40号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第41号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第42号 非農地証明願いについて
- 議案第43号 農用地利用集積計画の決定について
- 議案第44号 農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について
- 議案第45号 辞任を同意することについて

- 局長 これより議案について審議をよろしくお願ひいたします。
議長につきましては、臼杵市農業委員会 会議規則第7条の規定によりまして、小橋会長にお願ひいたします。
- 議長 しばらくの間、議長を務めさせていただきます。議事に先立ち、委員の定足数を局長が報告いたします。
- 局長 定足数の報告をいたします。委員総数12名中、本日は全員が出席となっております。
よって、臼杵市農業委員会 会議規則第6条の規定により、出席委員数が過半数となっていますので、本日の会議が成立していることを報告いたします。
- 議長 次に、議事録署名委員の選任でございますが、私に一任いただけるでしょうか。
- －異議なし－
- 議長 それでは、議席番号7番 城野 幸司委員と、議席番号8番 赤嶺 雅也委員に議事録署名をお願ひいたします。
議案審議に入ります。
議案第40号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願ひいたします。
- 次長 1ページをご覧ください。
議案第40号 農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条第1項の規定により、農地の所有権を移転（賃借権、使用貸借権を設定）することについて許可申請書の提出が下記のとおりあったので提案する。
令和6年9月5日 臼杵市農業委員会 会長 小橋 勇二
- 番号1、(畑) 727m² 外3筆、合計1,632m² について、耕地の拡張を図るため所有権を移転するものです。

以上3条申請1件については、農地法第3条第2項の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件等の許可要件のすべてを満たすものと考えられます。お手元に配布しております、農地法第3条申請チェックリストを併せてご覧いただきたいと思います。

8月27日に実施しました現地調査において、調査委員2名が判断された農地法第3条第2項の各号であります。これについて調査委員より、後ほど説明及び報告がありますので、その結果を踏まえ委員会の判断をお願いしたいと思います。

申請地は、次の3ページに掲載していますのでご覧ください。以上、3条申請1件についてご提案申し上げます。

議長 それでは、事前に現地調査をしていただいておりますので、調査委員さんより報告をお願いいたします。

首藤 私、首藤より、8月27日に実施しました議案第40号 農地法第3条の規定による許可申請に関する現地調査の報告を行います。チェックリストと併せて報告します。

番号1の畠については、売買により所有権を取得するものです。

申請地は4筆の畠で、草刈りにより管理されているほか、梅が数本残っています。許可後は果樹の作付けを行うとのことです。

3条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[地域との調和要件]のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。譲受人の実家が下ノ江にあり、農機具等はそこに置いてあると聞いております。

以上で3条申請1件について調査報告となります。委員皆様の慎重な審議をお願いします。

議長 続きまして、担当推進委員より報告をお願いします。第5地区 平松推進委員さん、お願いします。

平松 第5地区、推進委員の平松です。

推進委員 番号1の畠については、売買により所有権を取得するものです。

申請地は4筆の畠で、草刈りにより管理されているほか、梅が数本残っています。許可後は果樹の作付けを行うとのことです。譲受人は申請地の近くに実家があり、横の畠にも果樹を植えて管理しています。問題はないと思われます。

議長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

—質疑なし—

議長 質疑がないようありますので、これで質疑を終わります。これより議案第40号 農地法第3条の規定による許可申請について採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議がない方は、挙手をお願いいたします。

事務局人数確認－「全員挙手」－

議長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第40号 農地法第3条の規定による許可申請については、原案どおり承認することに決定いたしました。次に、議案第41号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いいたします。

次長 4ページをご覧ください。

議案第41号 農地法第5条の規定による許可申請について、農地法第5条第1項の規定により、農地を農地以外のものにすると同時に所有権を移転(賃借権、使用貸借権の設定)するため、下記のとおり許可申請書の提出があったので提案する。

令和6年9月5日 白杵市農業委員会 会長 小橋 勇二

次長 5ページをご覧ください。

番号1、(田) 495 m² について、親子間で使用貸借権を設定し、自己の住宅を建築するものです。農地の区分は2種農地となります。

番号2、(畠) 470 m² 外1筆 合計 563 m² について、所有権を移転し、賃貸長屋住宅を建築するものです。農地の区分は3種農地となります。

以上、5条申請2件については、立地基準、一般基準の全てを満していると考えられますが、本件についても、別紙、農地法第5条申請チェックリストをご覧いただき、調査委員の報告を受け、委員会の判断をお願いするものであります。

申請地は次の 6 ページに掲載していますのでご覧ください。以上、5 条申請 2 件について、ご提案申し上げます。

議 長 それでは、事前に現地調査をしていただいておりますので、調査委員さんより報告をお願いいたします。

亀 井 私、亀井より、8 月 27 日に実施しました議案第 41 号、農地法 5 条の規定による許可申請に関する現地調査の報告を行います。チェックリストと併せて報告します。

番号 1 の田については、使用貸借権を設定し、一般住宅として利用するものです。

申請地は 1 筆の田で、草刈り等により管理されています。審査項目の立地基準①については該当し、②については 2 種農地になります。一般基準の③から⑪についても申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断し、報告します。

番号 2 の畑については、所有権を取得し、賃貸長屋住宅として利用するものです。

申請地は 2 筆の畑で、草刈り等により管理されています。審査項目の立地基準①については該当し、②については 3 種農地になります。一般基準の③から⑪についても申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断し、報告します。

以上、5 条申請 2 件について調査報告となります。委員皆様の慎重な審議をお願いします。

議 長 続きまして担当推進委員さんより報告をお願いします。第 13 地区 芦刈推進委員さん、お願いします。

芦 刈 第 13 地区、推進委員の芦刈です。

推進委員 番号 1 の田については、使用貸借権を設定し、一般住宅として利用するものです。

申請地は 1 筆の田で、草刈り等により管理されています。申請地の隣は譲渡人が菜園として利用しており、周囲は住宅が並んでいます。特に周りの農業に影響はないと思われます。

議 長 続きまして、第 1 地区の玉田推進委員さん、お願いします。

- 玉田 第1地区、推進委員の玉田です。
- 推進委員 番号2の畠については、所有権を取得し、賃貸長屋住宅として利用するものです。
申請地は2筆の畠で、草刈り等により管理されています。申請地の周りは住宅や商店が並んでおり、特に周辺の農業に影響はないと思われます。
- 議長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

— 質疑なし —

- 議長 質疑がないようありますので、これで質疑を終わります。これより議案第41号 農地法第5条の規定による許可申請について採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議がない方は、挙手をお願いいたします。

事務局人数確認 — 「全員挙手」 —

- 議長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第41号 農地法第5条の規定による許可申請については、原案どおり承認することに決定いたしました。次に議案第42号 非農地証明願いについて、事務局より説明をお願いいたします。

- 次長 7ページをご覧ください。
- 議案第42号 非農地証明願いについて、非農地証明願いの提出が下記のとおりあったので提案する。
- 令和6年9月5日 白杵市農業委員会 会長 小橋 勇二

番号1、(畠) 9.35m² 外1筆、合計 17.5 m² の土地については、昭和34年より住宅敷地の一部として利用されていた土地で、現在は建物が取り壊されて更地となっている土地になります。チェックリストについては、④の非農地化から20年以上を経過した土地となります。

番号2、(畝) 165 m² の土地については、大正12年より倉庫が建築されている土地になります。

チェックリストについては、④の非農地化から20年以上を経過した土地となります。

申請地は次の9ページに掲載していますのでご覧ください。以上、非農地証明願2件についてご提案申し上げます。

議長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議長 質疑がないようありますので、これで質疑を終わります。

これより議案第42号 非農地証明願いについて、採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

事務局人数を確認 －「全員挙手」－

議長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって議案第42号 非農地証明願いについては、原案どおり承認することに決定いたしました。

次に議案第43号 農用地利用集積計画の決定について、事務局より説明をお願いいたします。

次長 10ページとなります。

議案第43号 農用地利用集積計画の決定について、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画が下記のとおりあったので提案する。

令和6年9月5日 白杵市農業委員会 会長 小橋 勇二

別冊の農用地利用集積計画（第7号）「令和6年9月5日公告予定」になります。

1ページをご覧ください。この農用地利用集積表は令和6年8月末までに申し出がありました白杵市全域の集積表であります。

では、中段やや下の①「利用権の設定」の合計欄をご覧ください。

田については、3,239 m² 13筆、畠については、33,758 m² 24筆、その他(登記地目:山林、現況地目:畠)については、227 m² 2筆、合計面積は37,224 m² 39筆です。

次に貸し手、借り手ですが、貸し手が10名に対して、借り手は5名となります。各筆明細につきましては、3~5ページに掲載していますのでご覧ください。

以上、簡単ではございますが、令和6年9月5日公告予定の農用地利用集積計画（第7号）について、ご提案申し上げます。

議長 ただいまの説明および報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議長 質疑がないようありますので、これで質疑を終わります。これより、議案第43号 農用地利用集積計画の決定について採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は、挙手をお願いいたします。

事務局人数を確認 －「全員挙手」－

議長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第43号 農用地利用集積計画の決定については、原案どおり承認することに決定いたしました。次に、議案第44号 農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について、事務局より説明をお願いします。

次長 11ページとなります。

議案第44号 農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定により、農用地利用集積等促進計画案について意見を求められたので提案する。

令和6年9月5日 白杵市農業委員会 会長 小橋 勇二

なお、内容につきましては、主管課が農林振興課になりますので、詳細につきましては担当課より説明をしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

大 津 おはようございます。農林振興課の大津です。別冊の農用地利用集積等促進計画案に沿って、説明させていただきます。

主 幹 2ページ目をご覧ください。

計3名が所有する畠7筆 7,731m²を貸し付けするものです。農用地の所在は2ページに掲載していますのでご覧ください。

以上、農用地利用集積等促進計画案についてご提案申し上げます。

議 長 ただいまの説明および報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議 長 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。これより、議案第44号 農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は、挙手をお願いいたします。

事務局人数を確認 －「全員挙手」－

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第44号 農用地利用集積等促進計画案の意見聴取については、原案どおり承認することに決定いたしました。次に、議案第45号 辞任を同意することについて、事務局より説明をお願いします。

次 長 12ページをご覧ください。

議案第45号 辞任を同意することについて、兒玉委員より、令和6年8月23日付けで委員の辞任願いが提出されたので農業委員会等に関する法律第23条の規定により、委員会の同意を得ることについて提案する。

令和6年9月5日 白杵市農業委員会 会長 小橋 勇二

農業委員会に関する法律第23条に「推進委員は、正当な事由があるときは、農業委員会の同意を得て推進委員を辞任することができる」と規定されており、この規定に基づき提案をするものであります。

第15地区：野津（都原・老松）区域担当の兒玉委員から、「自宅で倒れ現在入院しており、療養期間も長く、自動車の運転もしばらく出来ないことから、最適化活動に支障を及ぼす状況になった」との理由で辞任願いが提出されました。

本件内容における健康上の理由は正当な事由と判断されるのではないかと思われますが、委員皆様のご審議をお願いします。

議 長 ただいまの説明及び報告に対しまして質疑ございませんか。

赤 嶺 補充はどうするのですか。

委 員

議 長 事務局、お願いします。

局 長 本日、承認がされれば10月の市報で追加の募集をいたします。地区などから推薦等があれば、早ければ11月の総会でみなさんにお諮りをして、承認をいただければ兒玉さんの後任ということになります。

議 長 はい。他に質疑ございませんか。

－質疑なし－

議 長 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。これより、議案第45号 辞任を同意することについて採決を行います。本件を原案どお

り承認することにご異議ない方は、挙手をお願いいたします。

事務局人数を確認 －「全員挙手」－

議長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第45号 辞任を同意することについては、原案どおり承認することに決定いたしました。以上で本総会の議案は全て終了いたしました。ありがとうございました。